

「GHQ / SCAP 文書」に見る 下級中等教育の教科課程成立過程*

— 戦後教育改革のなかで教科課程上に位置づいていく新制中学校数学科 —

上垣 渉**・田中 伸明***

The Development of the Curriculum for Japanese Lower Secondary Schools Post World War II according to GHQ / SCAP's Restricted Documents : The Reorganization of the New Mathematics Courses in the Lower Secondary Curriculum

Wataru UEGAKI, Nobuaki TANAKA

Abstract

After World War II, Japanese education was under the strict control of the Civil Information & Education Section (CI & E) of General Headquarters / Supreme Commander for the Allied Powers (GHQ / SCAPS). What did CI & E suggest or recommend for the Japanese Ministry of Education when the Ministry was faced with the reorganization of the curriculum for Lower Secondary schools? By using the restricted documents of GHQ / SCAPS, this thesis clarifies the curriculum reorganization.

The features of CI & E's suggestion or recommendation were as follows:

- (1) CI & E criticized Japanese curriculum for having been organized by subject matter, and suggested that it should be changed over to an empirical curriculum. (On Sept 27, 1947)
- (2) CI & E recommended that centralism should be eliminated and that decentralization should be implemented in Japanese education. (On Nov 13, 1947)
- (3) CI & E intended to have equal educational opportunities for the sexes incorporated into Japanese lower secondary curriculum, and they appreciated that elective vocational subjects would be offered for girls in the new curriculum. (On Nov 20, 1947)
- (4) CI & E ordered that vocational education should be given in the lower secondary curriculum, because new lower secondary schools would be terminal schools for the majority of Japanese children.
- (5) New mathematics courses in the lower secondary curriculum were organized as "General Mathematics", which was treated as an empirical and pragmatic course.

The CI & E's intentions had a great influence on the reorganization of the Japanese lower secondary curriculum.

1. はじめに

第2次世界大戦後、我国の学校教育は、連合軍最高司令官総司令部 (GHQ / SCAP¹⁾) の下部組織である民間情報教育局 (CI & E²⁾) の管理下にあった。占領

下でなされた学校教育の教科課程の再編成は、日本側に組織された教科課程改正委員会 (会長 野村武衛³⁾) により検討されたが、その審議に対して、GHQ/SCAP の CI & E が大きく介入したことは想像に難くない。しかしながら、米国側の占領政策を記した文書が長らく機密扱いされていたこともあり、それは、明らかとなっていない。

現在、国立国会図書館憲政資料室で公開されている GHQ / SCAP が残した機密文書 "Records of Allied

* 原稿受理日：2009年10月30日

** 三重大学教育学部

*** 三重県立津東高等学校

Operational and Occupation Headquarters, World War II” [RG 331] (呼称「GHQ/SCAP 文書」、以下「在米史料」)は、戦後日本の学校教育改革に対し、GHQ/SCAP がどのような評価を与え、どのような指示勧告を行ったのかを知る第1級の史料である。

筆者らは、「在米史料」を用いて終戦後の数学科編成過程がいかなるものであったかを探ってきた。そのうち、上級中等段階と初等段階(新制高等学校と新制小学校)については、すでに拙論⁹⁾を著している。しかしながら、下級中等段階(新制中学校)については、未だ論が及んでいないところである。

本論文では、CI&E が残した機密文書記録を用いて、日本側によりなされた下級中等段階(第7学年から第9学年まで)の教科課程編成に対して、彼らがどのような指示、勧告を行っていたかを明らかにし、新制中学校の「数学科」が、その教科課程上に位置づけられる過程について論じてみたい。

2. 6-3-3 制への移行勧告

戦後なされた教育改革のうち、我国の中等教育に最も大きな影響を与えたものは、学制改革による6-3-3制への移行であると言ってよい。6-3-3制は、1946年3月の「アメリカ教育使節団報告書」⁵⁾に端を発するもので、「アメリカ教育使節団報告書」には、

「われわれは、小学校に引き続いて三年間、すべての少年少女を対象に「下級中等学校」を設けることを勧める。…(中略)…われわれは、この「下級中等学校」への就学を三年間の、あるいは十六歳までの義務とすることを勧める」⁶⁾

「この「下級中等学校」の上に、授業料は徴収せず、希望者は全員が入学できる三年制の「上級中等学校」を設けることを勧める」⁷⁾

とあり、従来、義務を課さなかった複線型の中等教育から、義務教育となる「下級中等部分」と義務教育でない「上級中等部分」とに分けた単線型の中等教育への移行が勧告されていた。

教科課程改正準備委員会は、1946年4月17日の第1回会議において、

「現行学制を前提とし米国教育使節団報告書等を参照して教科課程改正を協議して行くこと」

という方針を立てた。この方針には、「現行学制を前提」としつつも、6-3-3制を勧告した「アメリカ教育使節団報告書」に十分配慮しなければならない旨が謳われており、その苦渋ぶりが察せられるのである。

1946年6月11日付の「在米史料」“Ministry plans for curriculum revision”⁸⁾には、中村新一⁹⁾、野村武衛が、CI&E 教育課を訪れ、J. C. トレーナー¹⁰⁾と6-3-3

制に関しての会談を行ったことが記録されている。この史料の9番目の項目として、以下のような記述が見られる。

「中等教育に対して、この種の思索を、彼らは未だかつて行ったことは無いが、トレーナーは次の2つの問題を検討するよう指示した。

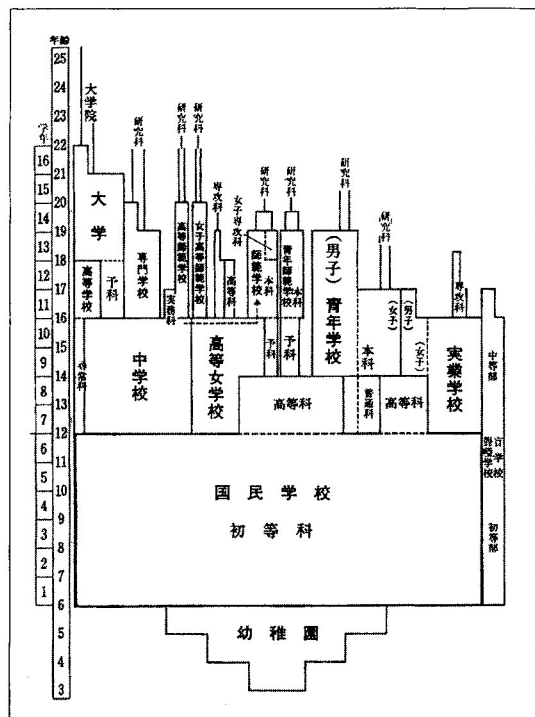
- a. 校種が多様であることから生じている中等教育の甚大な複雑さを、いかにしてシンプルなものにするか。
- b. 中等教育での学習プログラムもいかにしてシンプルなものにするか」¹¹⁾

当時、わが国の学制は、ヨーロッパ流の複線型となっており、特に中等教育の構図は極めて複雑であった。主なものだけでも、中学校(旧制)、高等女学校、国民学校高等科、青年学校、実業学校と修業年限の異なる中等学校が設置されていた(「史料1」参照)。とりわけ、国民学校高等科卒業後が事実上「袋小路」状態となっていたことは、解決されるべき課題であり、この日、トレーナーは、この点の改善を指示したことがわかる。「アメリカ教育使節団報告書」に従い、6-3-3制移行を実現させることは、CI&Eにとっても至上の命題であったのである。

一方、しかし、この「在米史料」の7項目に、

「彼らは、6-3-3制の可能性をすでに議論をしてはいるが、結論にはまだ達していない」¹²⁾

という記述があり、6月時点では、文部省内の議論はまだ煮詰まっていなかったことに触れられている。



史料1 1944年当時の学制図¹³⁾

次に、8月2日付の「在米史料」“Reorganization of Secondary Schools”¹⁴⁾によれば、中等教育課長の中村と2名の部下、青少年教育課長の坂元¹⁵⁾と2名の部下、さらに2名の視学官により、教育刷新委員会¹⁶⁾発足に先行して、文部省内で6-3-3制への移行について検討をし、学校現場への調査も踏まえて、CI&Eに一定の報告を行っていることが分かる。この「在米史料」には、

「文部省内の非公式の研究グループと署名官とで、下記のことについての定例週会議を持った。既存の学校を6-3-3制に組み入れていく方法と意義をこのグループは考えてきた」¹⁷⁾

と記述されている。国民学校高等科、青年学校、中学校、高等女学校、実業学校等からなる中等教育を、それぞれ6-3-3制の新制学校に組み込んでいく措置の具体的な方策が報告されている。

この「在米史料」の末尾部分によると、文部省は各中等学校の校長協会に対して、6-3-3制への移行に関わるアンケート調査を行っており、その結果を以下のように報告している。

「商業学校長協会は、すでに6-3-3制の支持を表明したが、いずれの中等段階においても男女共学には反対である。すべての職業学校を6年制に拡張した上で、最初の3ヵ年に「基礎教育 (basic education)」とでも言うべきものを備えた2つの段階に分割すべきという回答であった」¹⁸⁾

「中学校長協会は、すでに6-3-3制と下級段階での男女共学の支持を表明している。下級学校は一般教育の教科課程を備え、上級学校は進学準備課程と職業課程の選択を提供し、当初、両部分は、1つの校長の管理下におくこととするという回答であった。高等女学校長協会の回答も中学校長協会と同じである」¹⁹⁾

このように、教育刷新委員会発足の8月時点で、文部省は、学校現場に対して具体的なアンケート調査を行ったことが分かる。とりわけ、6-3-3制への移行にともない、中等教育に「男女共学」を取り入れることを視野に入れた調査がなされていたことが注目される。これは、下級中等学校について、

「これらは、条件が整い次第早急に、男女共学にすべきである」²⁰⁾

と勧告した「アメリカ教育使節団報告書」を受けたCI&Eの強い指示に従ったものと考えられる。

1946年8月の「在米史料」には、6-3-3制への移行について、現場から支持が得られている旨が記されている。しかしながら、1946年8月時点では、6-3-3制そのものに対しても、実施年度を1947年度とすることに対しても、まだまだ日本側からは強い反対があっ

た。実際のところ、6-3-3制は、1946年12月27日の教育刷新委員会第1回建議を経て、1947年3月、最後の帝国議会で成立、3月31日の学校教育法の公布、翌4月1日施行、そして、その1947年度から実施となる。その途中で、6-3-3制の推進派であった田中耕太郎文部大臣が更迭にあう²¹⁾など、これからも紆余曲折をたどるのである。

3. 数学科図書監修官の困惑

さて、この時期、学制改革の結末がどうなるかという点は、数学の教科書編集においても、日本側に困惑を与えていた。9月11日付の「在米史料」“Schedule for publication of mathematics textbook”²²⁾には、そうした日本側の数学科図書監修官の困惑を見ることができる。この「在米史料」には、CI&E教育課のK. M. ハークネス²³⁾が、当時の数学教科書編集の実務を担っていた和田義信²⁴⁾から報告を受けたことが記されている。それによれば、和田は、

「初等学校の上級3学年の編集については、学校再構成に関して何らかの決定がなされるのを待つて棚上げ状態となっている」²⁵⁾

と報告している。これに対し、ハークネスは、

「その状態でこのまま待っている必要はない、なぜなら、教科書の内容に最も大きく影響を及ぼすものは、学制ではなく、義務教育年限である。JEC²⁶⁾も“American Education Reports” (アメリカ教育使節団報告書)も義務教育年限を9年に引き上げることを勧告しているから、決定もそうなるという予測のもと、作業を進めていっても何ら問題はない」²⁷⁾

と説明している。この史料からは、新学制の枠組みを、数学教科書の編集に携わった和田らが気にしていた様子が窺え、興味が惹かれる。その一方で、「6-3-3制実施」を大前提として作業を進めることを指示しているCI&Eの強引な態度も興味深く見て取れるのである。

4. 1946年9月27日案

9月27日付の「在米史料」“Curriculum for next year: regular tri-weekly meetings”²⁸⁾では、

「来年度用に計画された“初等・中等段階の試験的な教科課程”の最終的“試”案が合意決定された」²⁹⁾

と報告され、10月4日付の「在米史料」“Regular tri-weekly-meetings”³⁰⁾には、

「当面、この会議は週に一度だけ実施することにした。カリキュラムに関する課題は、この委員会

に委嘱されていた仕事から、学習指導要領と教科書の作成へと事実上移った。これ以上頻繁に会議を設定する必要はない³¹⁾

「西村³²⁾の報告によれば、昨日、図書監修官は会議の際、新しい教科課程は来年度の学習指導要領と教科書編集の基礎となるということを教科書局長の有光³³⁾に伝えられた³⁴⁾

と記されている。1946年4月の教科課程改正準備委員会発足以来なされてきた戦後の学校教育の教科課程検討は、9月27日に一段落したと認識されており、この日の決定案は、後に刊行される「学習指導要領」と教科書の編集に大きく影響を与えたものであったことが分かる。

なお、国立教育政策研究所教育研究情報センター教育図書館の『戦後教育資料』³⁵⁾には、1946年9月27日の「最終的“試”案」の教科課程表案のうち、中等教育に関するもの2案が史料として所収されている。

「中学校(六・三・三案による)学科課程案」は、下級中学校と上級中学校、すなわち新制の中学校と高等学校の6年間の中等教育にわたる教科課程表である。「国民学校・中等学校教科課程(試案)」は、第1学年から第12学年の初等・中等教育の教科・科目の一覧に必修科目、選択科目、教科書使用科目が分かるように記されたものである。そのうち、「国民学校・中等学校教科課程(試案)」を、「史料2」として掲げる。

1946年10月3日付の「在米史料」“New Curriculum”³⁶⁾には、

「その教科課程は、日本の初等教育と中等教育の全体にわたる変革を見せている。これは教科主義の形から、子供たちの自然な興味・関心と要求に根ざした形への変化であり、教育使節団と初期のJECの両方の勧告に従った最初の変革を見せている」³⁷⁾

と評価がなされている。

9月27日に成立した教科課程表には、初等教育のものも含めて、どの表にも科目の週時間が記されていない。その理由は、前掲の1946年10月4日付の「在米史料」“Regular tri-weekly-meetings”³⁹⁾を通して知ることが出来る。この史料には、

「何人かの図書監修官から、個々の教科の時間数について質問がなされた。規定の時間数に合うように学習指導要領や教科書が編集されるのではなく、時間数は、科目の内容が認められた後に決定されるべきものであると説明がなされた。図書監修官らは、今まで、「4時間の内容の教科書を書きなさい」などと言われてきたのだろう。教科課程改正委員会では、図書監修官は時間配当表なしで教科書を書き、時間配当表については後まわしにすべきものだということに合意した。西村は、学習指導要領と教科書があるがままに書くというこの考え方を、文部省始まって以来のコペルニクスの革命だと言った」⁴⁰⁾(下線筆者)

と記されている。

9月27日の「最終的“試”案」成立時には、児童・生徒の生活経験からくる関心・要求(interest and need)を中心に据えた教科課程、教科を編成するという基本理念が確認されていた。したがって、それぞれの科目に対して1週間あたり何時間の科目とするかという「時間数配当(time allotment)」を教科課程表に載せてはならないことになった。つまり、時間配当のような「教科課程編成上の事由(subject matter)」が児童・生徒の関心・要求に優先されることが固く禁じられたのである⁴¹⁾。さらに、CI&Eは、

「図書監修官は時間配当表なしで教科書を書き、時間配当は、後まわしとすべきものだということに合意した」

とあるとおり、図書監修官が「学習指導要領」や教科書を作成する際も、科目の時間数を一切念頭に置かず行うことを徹底させたのであった。

5. 9月27日案における数学科の位置づけ

「9月27日案」において、下級中等段階には、「一般数学」が必修科目として設置されている。「一般数学」(General Mathematics)とは、当時、経験主義的数学を学問的数学と区別するために用いられた言葉であることに注目したい。後の『学習指導要領一般編(試案)』の教科表では、単に「数学」と記される。しかし、新制中学校の「数学」は、この時決定した「一般数学」の色彩を強く帯びたものとなっていくことは、後、文部省から発行される新制中学校用数学教科書『中等数学』の内容見れば歴然である。その3年次用

学年	初等教育(国民学校)										中等教育(新制中学校)									
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6								
国語	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
算数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
理科							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
社会科							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
音楽	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
体育	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
英語							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
美術	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
労働科							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
保健科							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
家庭科							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
外国語							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
その他																				

史料2 「国民学校・中等学校教科課程(試案)」³⁸⁾

『中等数学 第三学年用 (2)』の目次を「史料3」として掲げた。

下級中等段階の数学を「一般数学」としたこの日の決定は、新制中学校の数学科編成に対し極めて大きく影響しているのである。このように、経験主義的に扱われている下級中等段階の数学に対して、青池実⁴²⁾は、「社会面を強調している点においては、中学校においても「主食の統計」「稲作の研究」等の素材のとりがけ方(ママ)によってわかると思う。これらの素材は一体何をねらっているのか、それはこどもたちが現実の社会をみつめ、その中に不合理な事象をみつめて、それを克服するにはどんなにしていったらよいかという判断の展開を通して、正しい社会生活の方向をみつめていくという態度の養成にほかならない⁴³⁾」と述べている。

目次	
稲作の研究	1
I. 高度に多収稲の栽培	1
II. 作がらも気遣	10
家計の研究	17
I. 家計簿の研究	17
II. 物価の定価	32
結核の研究	43
雑みの問題	53
I. 表とグラフ	53
II. 式	67
計算練習	73
直線と角	81
I. 平行	81
II. 命題と証明	95
III. 三角比	122
種々の問題	144
I. 算術と図形	144
II. 命題と証明	144
III. 三角比	144
計算練習	146
数表	146
平方・立方・平方根・立方根の表	146
三角函数表	146

史料3 『中等数学 第三学年用(2)』の目次

6. 11月13日案

「9月27日案」では、教科課程表に週時間数を載せることが禁じられた。これは、児童・生徒中心主義を徹底すると同時に、日本の教育の中央集権を抑制し、そこに地方分権を確立させようとしたCI&Eの強い意向によるものである。これは、

「機構、形式、および運営の観点から、個々の学校および学校制度は、中央集権的管理か地方分権的管理かのどちらかに分けられる。中央集権型の学校制度では、一人の個人、一つの施設あるいは一つの機関から権力が発動される。経験によれば、制度の外側あるいは内側の力によって巧妙に操作され、利己的に利用されるという点で、中央集権的的制度には弱点が多いように思われる。日本の学校制度は以前から批判を受けていた。…中略…。教授計画の管理は現在よりももっと分散されなければならない。権限と責任の垂直線は、制度の一定の諸段階ではっきりと切断されていなければならない

らない⁴⁴⁾」

と謳われた「アメリカ教育使節団報告書」にしたがって、文部省が全国一律に時間配当を定め、中央からの「教授計画の管理」を行うことを制御したのである。

だが、10月以降、文部省は学校教育法案の作成を本格的に始め、教科課程に関する事項を、施行規則で法的に定める方向を構想していた。そこでCI&Eは、こうした文部省の「教授計画の管理」を警戒し、その機先を制する形で、教科表に週時間数を掲げないとしてきたこれまでの方針を転換する⁴⁵⁾。「学習指導要領」に十分な弾力性をもった教科課程表を提示し、カリキュラム開発の権限を地域・学校に間接的に与えることとしたのである⁴⁶⁾。

こうした転換点は、日本側の「学習指導要領」作成の責任者である青木誠四郎⁴⁷⁾とM.L.オズボーン⁴⁸⁾の2者による会談を記録した「在米史料」に見出すことができる。11月5日付の「在米史料」“Time Allotments for Subjects in Secondary School”⁴⁹⁾には、

「1947年度の中高等学校レベルの第7学年から第12学年までの科目への時間配当案を作成することを目的として会合がもたれた。教科課程が作られていた何週間か前の時点では、文部省は各科目に週時間数を指定することを禁じられた。今まで学習指導要領委員会は、教科課程の詳細を完成させるために相当多くの時間を費やしてきた。今や満足いく科目の時間配当を考えることが可能となっている。単位制を構築し、より高度な制度を作る基礎の段階として、現在がまさに正念場である。青木は、文部省内の各専門領域担当者のグループを召集し、試験的な時間配当を作成する予定である。このことに関しては、来週の水曜日(11月13日)に教育課で会合がもたれ、そこで議論される。この会合の経過を通して、すべてのことが決定できると考えられる⁵⁰⁾」

と記されている。児童・生徒の生活経験主義を掲げた「学習指導要領」の作成が軌道に乗り始めたこの段階で、CI&Eは、地域や学校の裁量権を十分に保障しつつ、十分な弾力性をもたせた時間配当を教科表に盛り込むことが可能になったと認識し、「時間配当(time allotment)」に関する会議を持つことを許可したことが分かる。前述したが、この「史料」は、青木とオズボーンの2者による会談の記録である。8日後の11月13日に開かれる教科課程案の検討会議に向けての「先まわりする(forestell)」処置、すなわち「舵取り(steering)」を行った記録と考えられる⁵¹⁾。

また、11月5日の「在米史料」“Progress report”⁵²⁾には、

「SCAPの教育局中等教育担当官ら(オズボーン

ら)が、中等教育に関する提案をし、署名官(ハークネス)とヘッファナン博士は初等教育課程に関して大体の提案をすることとなった。これらの提案は、青木の検討を付して、11月13日水曜日までに用意されることになった⁵³⁾(括弧内は筆者)とある。時間配当を盛り込んだ教科課程の原案は、CI&E内で中等教育部分と初等教育部分に分担して作成がなされ、それに基づく検討を青木が加え11月13日の会議に提案されることになった。したがって、11月13日には、「青木案」と「CI&E案」が提出される運びになるが、その議案はCI&Eが確実にコントロールしていたと言ってよいだろう。

来る11月13日の教科課程の検討会議の様子は、11月13日付の「在米史料」“Allotment of Time for Subjects in Curriculum of Elementary Schools and Lower Secondary Schools”⁵⁴⁾(史料4)で知ることができる。なお、この「在米史料」には、英文の教科課程表2つ(史料5-1, 5-2)が添付されている。

CHC
CIVIL INFORMATION AND RESEARCH SECTION
REPORT OF CONFERENCE
Date of Conference: 13 November, 1946
Place of Conference: Ministry of Education
Present: (Show organizations or agencies with which individuals connected)
Messrs. Aoki, Oka, Osima, Shimada, Oteru, Sakamura, Sakamoto, Mishida, Ishiyama, Hasegawa, Kake, Shigenaga, Ishimori, Shaito, Matsuda, Yamagata, Kinuya and Wada. Miss Bowring, Miss Osborne, Miss Harkness, Mr. Moss and Major Osborne.
Subject: Allotment of Time for Subjects in Curriculum of Elementary Schools and Lower Secondary Schools.
Report of Discussion and Lower Secondary Schools.
Some days ago Mr. Aoki of the Bureau of Textbooks, Ministry of Education, was asked to form a committee to discuss the allotment of weekly hours among the subjects listed in the curriculum for elementary schools and secondary schools. The Japanese listed above were designated by Mr. Aoki as members of this committee. The meeting today was held for the purpose of attempting to arrive at an agreement on weekly schedules for the two levels of schools. Mr. Harkness will report on that portion of the discussion which pertains to the elementary schools; this report is confined to the lower secondary schools.
In the interval between the formation of the committee and today's meeting, Mr. Aoki's group had prepared a suggested allotment of time. Major Osborne drew up a suggested time allotment for the Education Division and presented it to Mr. Moss, Major Norviel, Mr. Harkness, Miss Bowring, Miss Osborne and other Education Division personnel for their comment. Today this plan was presented to the Komusho group, and the Komusho plan was submitted to the Education Division. A discussion of both plans resulted. No final decision was made. Discussions are to continue with smaller committees during the next week; decisions of the smaller committees will be presented to the larger group in a meeting to be held next Wednesday (November 20).
Mr. Aoki's plan was generally acceptable, but has one serious defect. It is absolutely inflexible, and allows no choice to local communities. The lower secondary school, like all other schools, should serve the needs of the children of the community in which it is located. Next year 75% or more of the children in (Use plain paper for additional pages if necessary).
Approved: _____
Reported by: _____
(Complete in duplicate. Forward original to Executive Office. File a copy in Division.)

MEMBERSHO PLAN FOR ALLOTMENT OF WEEKLY SCHOOL HOURS
LOWER SECONDARY SCHOOL

SUBJECT	GRADE 7	GRADE 8	GRADE 9
Language	4 hours	4 hours	4 hours
Calligraphy	2 *	2 *	(2) *
Social Studies (General)	4 *	4 *	4 *
Japanese History	0 *	2 *	2 *
General Math.	4 *	4 *	4 *
General Sci.	4 *	4 *	4 *
Music	2 *	2 *	2 *
Fine Arts	2 *	2 *	2 *
Vocational Subject (Some Vocational for Girls)	4 *	4 *	4 *
Physical Edg.	2 *	2 *	2 *
Total	26 *	30 *	28 *

史料5-1 添付の教科課程表(青木案)

Requests of the Various Subject-Field Specialists of the Komusho

SUBJECT	GRADE 7	GRADE 8	GRADE 9
Language	8 hours	9 hours	7 hours
Social Studies	5 *	5 *	5 *
Japanese History	0 *	2 *	2 *
Math.	5 *	5 *	5 *
Science	4 *	4 *	4 *
Music	2-3 *	2-3 *	2-3 *
Fine Arts	4 *	4 *	4 *
Domestic Sci.	5 *	5 *	5 *
Physical Edg.	4 *	4 *	4 *
Foreign Lang.	6 *	6 *	6 *
Vocational Subjects	3-5 *	3-5 *	3-5 *
Total	44-49 *	49-52 *	47-50 *

史料5-2 添付の教科課程表(文部省の各教科の専門委員からの要求)

lower secondary schools will have no opportunity to go on to a higher institution. In practice the lower secondary school will, for several years at least, be a terminal school for the majority of Japanese children. Since 75% or more of the pupils will terminate their full-time education at the end of the 9th year, this school must give whatever specific vocational training they are to receive. The Komusho prescribes 4 hours weekly in vocational courses for grades 7 through 9. (Use plain paper for additional pages if necessary).
The Komusho is a table of the minimum number of hours in various subjects to be offered by schools throughout Japan, with adequate allowance for increasing the time devoted to vocational and other subjects at the discretion of the school administrators of each community. Mr. Aoki was asked to keep these points in mind in compiling the next suggested schedule of time allotment.
Some discussion arose today as to the proper length of the school week. The consensus of opinion among the Komusho people present was that the school week on the secondary level should be reduced from 34 hours to 30 hours, but that Saturday should not be eliminated as a school day. It has been figured out by someone that Japanese school children reach the peak of their efficiency late on Tuesday and early on Wednesday. If classes were not held on Saturday, there would be some sort of a change of the day on which they reached their peak of efficiency. The point as to the advantage inherent in their reaching their peak on Wednesday instead of Thursday was not made clear. The question arose as a part of the discussion on the total number of hours per week that the school should be in session. This is a matter of school administration which might well be left up to the individual schools, once the length of a school term is legally established.
It is anticipated that final decisions on the time allotment schedules that are to appear in the Course of Study will be reached during this next week.
MONTE L. OSBORNE
Secondary Schools Officer

日本側のメンバーは、青木の選出による「青木、岡⁵⁵⁾、大島⁵⁶⁾、島田⁵⁷⁾、Oteru、中村⁵⁸⁾、坂元⁵⁹⁾、西田、石山⁶⁰⁾、長谷川⁶¹⁾、久世⁶²⁾、重松⁶³⁾、石森⁶⁴⁾、宍戸⁶⁵⁾、勝田⁶⁶⁾、山形⁶⁷⁾、神谷⁶⁸⁾、和田⁶⁹⁾」で、CI&E側は、「ボールズ、ドノバン、ヘッファナン、ハークネス、モス、オズボーン」である。

この史料は、下級中等段階の教科課程成立過程を探る上で極めて重要である。本文と添付表の訳を以下に続けて示す。

史料4 1946年11月13日
“Allotment of Time for Subjects in Curriculum of Elementary Schools and Lower Secondary Schools”

先日、文部省教科書局の青木は、初等学校と中等学校の教科課程上の科目の週時間配当の審議を行うため、委員会を組織するよう言われていた。

上記の日本側委員は、委員会のメンバーとして青木が人選したものである。初等・中等の両学校レベルで、週時間配当について合意を得るという目的で今日の会議は持たれたのであった。ハークネスは、初等学校の部分の議論をレポートすることになる。このレポートは、下級中等学校のカリキュラムに対しても影響を持つこととなる。

この委員会を組織してから今日の会議が行われるまでの間、青木のグループは時間配当案を準備していた。オズボーンはCI&E教育課の案を作り上げて、モス、ノーベル、ハークネス、ボールズ、ホルメス、ドノバン他教育課の人員の意見を得るために彼らに提示をしていた。今日、その案は文部省グループに提出され、文部省グループの案はCI&E教育局に提出された。両方の案をつき合わせ議論することが成果と言えるので、最終的な決定はされていない。来週、小委員会によって議論は継続される。小委員会の決定事項は、来週の水曜日（11月20日）の大委員会に提示される。

青木の案はおおむね容認できるものの、重大な欠陥がある。それは、絶対的に柔軟性がなく、地域の裁量権を許容していない点である。下級中等学校は、他のすべての校種と同様に、設置された地域における子供たちのニーズに対応していなければならない。来年度、75%以上の下級中等学校の子供たちは、上級学校への進学の手続きを持ってないだろう。実際、少なくとも数年間は、下級中等学校は、日本の子供たちの大部分の最終卒業学校になるだろう。75%以上の生徒が、9年間で全日制教育を終了するのだから、この学校では、一定の職業訓練を彼らに提供すべきである。文部省が提出した週時間配当の案は、第7学年から第9学年にかけて、1週間あたり4時間と職業科目を規定している。文部省が要求するものは、日本中のどの学校も提供されるべき、多様な科目の中からの時間の最小値の表であり、それは、各地域の校長の裁量によって、職業科目や他の科目に重点を置いて、時間数を増加させることが適宜許可されるべきである。青木は、次回の時間配当案を作る際、この点を念頭におかなければならない。

学校での1週間の校時の長さについて、今日一定の議論がなされた。文部省員の共通認識は、34時間から30時間で、土曜日は授業日から除外されていない。日本の子供たちの学習能率のピークは、火曜日の後半から水曜日の前半にかけて現れるとされている。もし、土曜日を休みとするならば、彼らの学習能率がピークに到達する日に関して、何かの変化がもたらされるだろう。木曜日ではなく水曜日にピークに達することに固有の利点があ

ることは、明らかとはなっていない。学校が開講すべき1週間あたりの総時間数に関する議論の1部分としてその問題提起があった。いったん1学期の長さが法律的に定められれば、これらは個々の学校に託される学校経営の問題である。

来週中に、学習指導要領に掲載する時間配当表の最終決定がされることが期待される。

科目	第7学年	第8学年	第9学年
国語	4時間	4時間	4時間
書道	2 "	2 "	(2) "
社会（一般）	4 "	4 "	4 "
日本史	0 "	2 "	2 "
一般数学	4 "	4 "	4 "
一般理科	4 "	4 "	4 "
音楽	2 "	2 "	2 "
工芸	2 "	2 "	2 "
職業科目 (女子には家事)	4 "	4 "	4 "
体育	2 "	2 "	2 "
合計	28 "	30 "	28 "

科目	第7学年	第8学年	第9学年
国語	8時間	9時間	7時間
社会	5 "	5 "	5 "
日本史	0 "	2 "	2 "
数学	5 "	5 "	5 "
理科	4 "	4 "	4 "
音楽	2.5-3 "	2.5-3 "	2.5-3 "
工芸	4 "	4 "	4 "
家庭	5 "	5 "	5 "
体育	4 "	4 "	4 "
外国語	6 "	6 "	6 "
職業科目	3-5 "	3-5 "	3-5 "
合計	46.5-49 "	49.5-52 "	47.5-50 "

この史料には、文部省案として、上記2つの時間配当表が添付されている。1つは、青木が作成した教科表である。もう1つは、各教科専門委員の要求をそのまま掲げたもので、一週間の教科時間数が50時間前後にまで膨張している。両案を比較すると、青木案には“Foreign Lang.”（外国語）と“Domestic Sci.”（家庭）がなく、後者にはある。また、青木案には“Calligraphy”（書道）があるが、後者にはない。数学に関しては、青木案では、“General Math.”（一般数

学)が、7学年から9学年まですべて4時間ずつの必修科目として掲げられているが、後者では“Math.”(数学)として5時間ずつの配当となっている。青木案が「一般数学」であるのに対し、専門委員案が「数学」となっていることに興味が惹かれる。両案とも、9月27日の「中学校(六・三・三案による)学科課程案」をベースとして時間配当を行ったものと考えられる。ただし、「9月27日案」では“Vocational Subjects”(職業科目)が選択であったのに対して、「11月13日案」では、必修となっている点が注目される。

この「在米史料」に記されているように、これは、「実際、少なくとも数年間、下級中等学校は、日本の子供たちの大部分の最終卒業学校になる」⁷⁰⁾「この学校では、一定の職業訓練を彼らに提供すべきである」⁷¹⁾

というCI&Eの意向を汲んだものと考えられるが、CI&Eは、

「青木の案はおおむね容認できるものの、重大な欠陥がある。それは、絶対的に柔軟性がなく、地域の裁量権を許容していない点である」⁷²⁾

と指摘し、

「文部省が提出した週時間配当の案は、第7学年から第9学年にかけて、1週間あたり4時間と職業科目を規定している」⁷³⁾

と、職業科目への時間配当を固定的に「各学年4時間」としていることに批判を与えた。さらに、

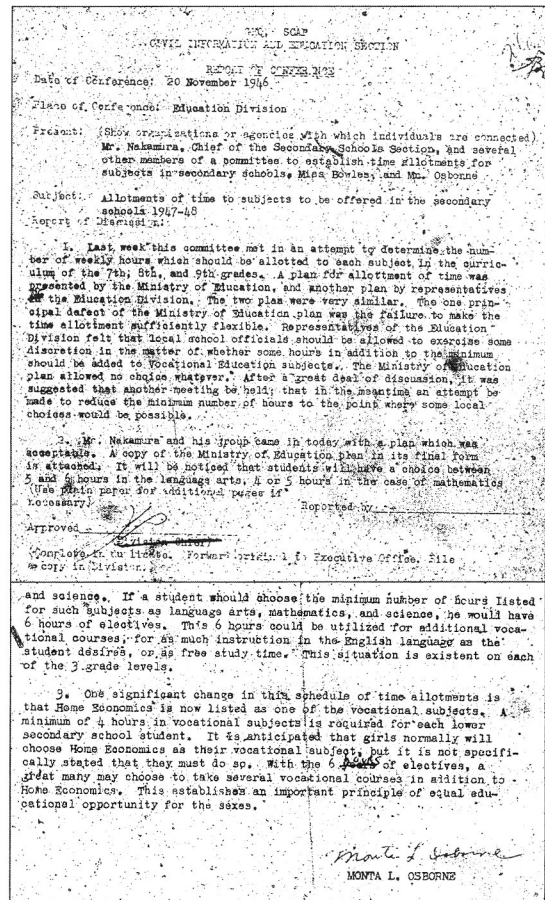
「文部省が要求するものは、日本中のどの学校も提供されるべき、多様な科目の中からの時間の最小値の表であり、それは、各地域の校長の裁量によって、職業科目や他の科目に重点をおいて、時間数を増加させることが適宜許可されるべきである。青木は、次の時間配当案を作る際、この点を念頭におかなければならない」⁷⁴⁾

と記されている。CI&Eは、文部省が必修として定める時間数は最小値まで減じ、地方の裁量で職業科目や他の科目の時間が増加されるべきと主張し、今後配当案を作成する際には、これに十分配慮するよう指示を与えている。このように、CI&Eは、時間配当に柔軟性をもたせて、学校や地域の裁量権を保障し、教育の地方分権を実現しようとしたことが分かる。

7. 11月20日案

11月20日には小学校の教科課程表がほぼ出来上がった⁷⁵⁾。中学校の教科課程表も、この時点で、極めて完成度の高いものに至る。11月20日付の「在米史料」“Allotments of time to subjects to be offered in the secondary schools 1947-48”⁷⁶⁾(史料6)には、完成度

の高い教科課程表(史料7)が添付されており、この時点における文部省の編成作業に対するCI&Eの評価が記されている。



史料6 1946年11月20日

“Allotments of time to subjects to be offered in the secondary schools 1947-48”

SCHEDULE OF SUBJECTS AND WEEKLY HOURS BY GRADES					
(This schedule is based upon 36 hours, or 36 periods, of instruction per week, or 180 minutes per period. The number of minutes has not yet been decided.)					
SUBJECTS	7th Grade	8th Grade	9th Grade	10th Grade	Notes
Language Arts	5 hours	5 hours	5 hours	5 hours	With all hours for periods of 15 minutes, the 7th grade student can choose among foreign languages.
Japanese Language & Literature	1 hour	1 hour	1 hour	1 hour	
Social Studies	4 hours	4 hours	4 hours	4 hours	Vocational subjects, free study time, or other subjects may be offered in place of this hour in 7th, 8th, and 9th grades.
Gen. Science	4 hours	4 hours	4 hours	4 hours	Student would have the choice of 1 hour in 7th, 8th, and 9th grades.
Mathematics	4 hours	4 hours	4 hours	4 hours	Student would have the choice of 1 hour in 7th, 8th, and 9th grades.
Physical Education	2 hours	2 hours	2 hours	2 hours	Student would have the choice of 1 hour in 7th, 8th, and 9th grades.
Art	2 hours	2 hours	2 hours	2 hours	Student would have the choice of 1 hour in 7th, 8th, and 9th grades.
Music	2 hours	2 hours	2 hours	2 hours	Student would have the choice of 1 hour in 7th, 8th, and 9th grades.
Vocational Subjects (included Home Economics)	4 hours	4 hours	4 hours	4 hours	Student would have the choice of 1 hour in 7th, 8th, and 9th grades.
Total Compulsory Subjects	30 hours	31 hours	30 hours	30 hours	
Elective Subjects	6 hours	5 hours	6 hours	6 hours	Student would have the choice of 1 hour in 7th, 8th, and 9th grades.
Foreign Language	0-6 hours	0-6 hours	0-6 hours	0-6 hours	One or two courses, such as one or two courses of instruction, or they may be selected among the sciences, literature, history, geography, and industry.
Japanese Language and Literature	1 hour	1 hour	1 hour	1 hour	
Gen. Science	1 hour	1 hour	1 hour	1 hour	
Mathematics	1 hour	1 hour	1 hour	1 hour	
Physical Education	1 hour	1 hour	1 hour	1 hour	
Art	1 hour	1 hour	1 hour	1 hour	
Music	1 hour	1 hour	1 hour	1 hour	

史料7 添付の教科課程表

続けて、この「在米史料」および添付されている教科表の和訳を示す。

1. 先週、第7、8、9学年の教科課程に対して、各教科に配当されるべき週時間数を決めるためにこの委員会は持たれた。文部省により1つの時間配当案が提出され、CI&E教育課代表からも別途案が出された。これらの2つの案は非常に似ていた。文部省案の主な欠点は、時間配当に十分な柔軟性を持ち合わせていないことだった。CI&E教育課の代表らは、所定の最小時間に加えて職業教育の科目の時間を増加するか否かの選択は、地域の学校職員に委ねられるべきだと考えている。文部省の案は、こういった選択権を一切許容していなかった。長い議論の後、地域に裁量権を与えるために、最小限まで時間数を減じることを検討するため、会議が持たれることになっていた。

2. 今日、中村と彼のグループが、承認できる案を持ってきた。文部省案の最終版として添付した。これは、言語技術に5または6時間、数学と理科については4または5時間の選択が可能となっている点が注目される。生徒が言語技術、数学、理科の最低の時間を選んだなら、6時間の選択時間が得られる。この6時間は、職業教科や、生徒の希望に応じて英語教育または自由研究として使えることになる。このような状況が、各3学年に亘り作られている。

3. この時間配当表の重要な変更点は、家事科 (Home Economics) が職業科目のひとつとして掲げられるようになったことである。下級中学校の各生徒にとって、最低4時間の職業科目は必須である。女子は、通常、職業科目として家事科を選択することを想定しているが、特にそうせよとは述べられていない。選択の6時間の科目については、大多数の者は、家事科に加えて、幾らかの職業科目を選択するだろう。これは、両性の平等な教育機会という重要な原理を確立することになる。

下級中等学校教科課程毎週教授時間数配当表案
(この表は、1週あたり36時数を基礎にしている。
その各時数の実際の長さについては、未決定である。)

必修科目	第7学年	第8学年	第9学年	説明
言語技術 国語・文学	5時間	5時間	5時間	6時間(選択時間)は、第7学年の生徒は、外国語、職業科目、自由研究または、国語、数学、理科の増時間として選択できる。第8学年の生徒も同様の選択ができるが、選択教科に与えられるのは、5時間のみである。第9学年の生徒も同様の選択ができるが、普通道の1時間の選択が加わる。
書道	1時間	1時間	1時間	
社会科 一般社会科	5時間	4時間	4時間	
日本史		2時間	2時間	
一般数学	4時間	4時間	4時間	
一般理科	4時間	4時間	4時間	
音楽	2時間	2時間	2時間	
美術・工作	2時間	2時間	2時間	
体育	3時間	3時間	3時間	
職業科目 (家事を含む)	4時間	4時間	4時間	
全必修科目	30時間	31時間	30時間	
選択科目	6時間	5時間	6時間	
外国語	0-6時間	0-6時間	0-6時間	
職業科目	6時間	5時間	6時間	
国語・文学	1時間	1時間	1時間	
一般数学	1時間	1時間	1時間	
一般理科	1時間	1時間	1時間	
書道		1時間		

注意：国語、数学、理科の増時間は、職業科目よりもこの科目を希望する生徒に提供される。
この時間配当が女子に家事科をとることを認めているが、同時に他の職業訓練の科目も選択できる。

CI&Eは、
「今日、中村と彼のグループが、承認できる案を持ってきた」⁷⁷⁾
と、この案を承認できるものとしている。11月13日のCI&E指示を受け、必修科目は30~31時間にとどめ、選択科目を6~5時間確保している。選択科目に職業科目を充てたり、あるいは、国語・数学・理科の増加時間と外国語・自由研究を充てたりすることを可能とし、選択の幅をかなり持たせることで、生徒や学校の裁量を保障しているのである。また、
「女子は、通常、職業科目として家事科を選択することを想定しているが、特にそうせよとは述べられていない。選択の6時間の科目については、大多数の者は、家事科に加えて、幾らかの職業科目を選択するだろう」⁷⁸⁾
と、女子に対して家事科以外の職業科目を選択する余地を残していることを高く評価し、
「これは、両性の平等な教育機会という重要な原理を確立することになる」⁷⁹⁾
と記している。
数学に関しては、必修の「一般数学」に4時間ずつが配当され、さらに選択として、各1時間の増時間が認められており、理科と同様に各学年最大5時間ずつの時間配当が可能となっている。
この教科課程表は、後に『学習指導要領一般編(試

案)』に掲載されるものかなり近いが、その特徴は、選択教科に大幅な柔軟性を持たせていることである。この点においては、『学習指導要領一般編(試案)』のものよりも、むしろ外国語科目や、理数科目、職業科目の選択の幅が大きくなっている。

8. 1947年1月9日案

1947年1月9日には、『学習指導要領一般編(試案)』に載せるものとして、中学校の教科課程の最終検討が行われている。1月9日付の「在米史料」“Curriculum of the Lower Secondary School”⁸⁰⁾(史料8)は、野村、中村、青木 他文部省の職員とCI&Eのオズボーンによる会議の記録である。この史料の和訳を掲げる。署名官(the undersigned)とは、ここではオズボーンのことである。

RESTRICTED
G.I. SOAP
CIVIL INFORMATION AND EDUCATION SECTION

REPORT OF CONFERENCE

Date of Conference: 9 January 1947
Place of Conference: Ministry of Education
Present: (Show organizations or agencies with which individuals are connected)
Messrs. Nomura, Nakamura, Aoki and other Monousho personnel
Mr. Osborne

Subject: Curriculum of the Lower Secondary School.

Report of Discussion:
In preparation for inclusion of an outline of the lower secondary school curriculum in the General Section of the Course of Study which is to go to press soon, the undersigned met with the above-named Monousho personnel to check the time allotment for subjects in the lower secondary school and the explanatory notes. At this meeting some of the Ministry personnel reopened the subject of time allotment, declaring that their fields had been neglected. The undersigned pointed out that the weekly schedule is over-loaded already—that it specifies thirty hours of compulsory subjects per week, plus 4 hours of electives. Several explanatory notes were suggested to Mr. Aoki; the table of weekly time allotment and the explanatory notes are given below in the form in which they will appear in the Course of Study.

(Use plain paper for additional pages if necessary). Reported by _____
Approved: _____ (Division chief)
(Complete in duplicate, forward original to Executive Office. File a copy in Division.)

I. The Lower Secondary School Curriculum. Table II below lists the subjects for the lower secondary school that have been adopted by the General Curriculum Committee of the Ministry of Education and gives a suggested minimum allotment of weekly hours for each subject.

TABLE II

Compulsory Subjects	7th Grade	8th Grade	9th Grade
Japanese Language	Course I - 5 hours Course II - 1 hour	Course I - 4 hours Course II - 1 hour	Course III - 5 hours
Mathematics	Course I - 5 hours	Course I - 1 hour	Course II - 2 hours
General Social Studies	Course I - 1 hour	Course II - 1 hour	Course III - 1 hour
General History	Course I - 1 hour	Course II - 1 hour	Course III - 1 hour
General Mathematics	Course I - 1 hour	Course II - 1 hour	Course III - 1 hour
General Science	Course I - 1 hour	Course II - 1 hour	Course III - 1 hour
Music	Course I - 2 hours	Course II - 2 hours	Course III - 2 hours
Art & Handicrafts	Course I - 2 hours	Course II - 2 hours	Course III - 2 hours
Physical Education	Course I - 1 hour	Course II - 1 hour	Course III - 1 hour
Vocational Subjects New Vocations			
Fishery		1 hour	1 hour
Agriculture		1 hour	1 hour
Industry		1 hour	1 hour
Commerce		1 hour	1 hour
Total Compulsory Courses	30 hours	30 hours	30 hours
Total Weekly Hours	34 hours	34 hours	34 hours
Elective Courses			
Foreign Language	Course I - 1 hour	Course II - 1 hour	Course III - 1 hour
Additional Vocational Courses	1 hour	1 hour	1 hour
Delicacies			

Notes on Table II:
This schedule is based on 35 hours of instruction per week for all lower secondary school students. Each period should be 50 minutes in length, including the time for changing classes. Schools may increase the weekly hours of instruction to 35 if they so desire.
Compulsory subjects are listed which will require 70% of the 30 hours per week in the case of students on all three grade levels. Students may use these four hours in taking a foreign language, in taking additional vocational subjects, or in free study. The four hours of foreign language may be broken down into two 2-hour subjects and the four hours of additional vocational subjects into two 2-hour subjects, in order that students may take a foreign language subject and an additional vocational subject if they choose to do so.
Individual schools may offer as many different vocational subjects as they desire. Each school should offer a sufficient number of vocational subjects to allow each student to spend 3 hours (4 compulsory and 1 elective) in vocational training. These 3 hours may be devoted to two subjects, such as home sciences and agriculture, or they may be distributed among several vocational fields. Some schools may wish to offer a great variety of vocational subjects, in order that students, especially in the 8th and 9th grades, may have a wide choice among fields. The specific courses to be offered by the individual school are not indicated in this table. The subjects recommended for the lower secondary school for which textbooks are available are listed in the section of this Course of Study which is devoted to Vocational Education. Principals and teachers should select from this list suitable courses which will meet the vocational needs of children in the school, and which the school is equipped to teach effectively. Selection of courses should be preceded by a careful study of the jobs to which students are likely to go after completion of the course of study of the lower secondary school.
Because of the general absence of special study halls and libraries in which students can utilize to the maximum advantage a number of periods devoted to free study time, no periods were set aside for this purpose. However, there is a provision that students may use the four to six hours above the compulsory course for free study if they choose to do so.
Where individual schools initially can offer only two years of this three-year curriculum, no change in the lists of subjects for the 7th and 8th grades is necessary, except that the two-year course in Japanese History may be offered in the 7th and 8th grades instead of the 8th and 9th grades.

まもなく発行される学習指導要領一般編に、新制中学校のカリキュラム構造を組み入れるための準備として、署名官は、上記の文部省の面々と会談し、新制中学校の科目の時間配当とその説明書きをチェックした。この会議で、自分の科目領域が軽視されていると主張した文部省教科担当があり、科目時間配当の議論を再開した。しかし、週日程は、週あたり30時間の必修科目と、付加された週4時間の選択科目とに確定しており、すでに過密状態であると署名官は述べた。いくつかの説明書きが青木に示唆された。週時間配当の表の下部に説明書きを付加する形式で、学習指導要領に示すこととした。

I. 新制中学校教科課程：

下掲の表IIは、文部省の普通教科課程の委員会によって採用された新制中学校用の科目を表にしたものである。この表は、各科目への週時間の最小の時間配当を示している。

表 II

選択科目	第7学年	第8学年	第9学年
国語	コースI-5時間	コースII-5時間	コースIII-5時間
書道	コースI-1時間	コースII-1時間	
一般社会科	コースI-5時間	コースII-4時間	コースIII-4時間
日本史		コースI-1時間	コースII-2時間
一般数学	コースI-4時間	コースII-4時間(マ)	コースIII-4時間
一般理科	コースI-4時間	コースII-4時間	コースIII-4時間
音楽	コースI-2時間	コースII-2時間	コースIII-2時間
美術・工作	コースI-2時間	コースII-2時間	コースIII-2時間
体育	コースI-3時間	コースII-3時間	コースIII-3時間
職業科目			
家事			
水産	4時間	4時間	4時間
農業			
工業			
商業			
必修科目計	30時間	30時間	30時間
合計週時数	34時間	34時間	34時間
選択科目	第7学年	第8学年	第9学年
外国語	コースI-4時間	コースII-4時間	コースIII-4時間
追加職業科目	4時間	4時間	4時間
書道			1時間

史料8 1947年1月9日
“Curriculum of the Lower Secondary School”

表Ⅱに関する注意：

このスケジュールは、下級中学校の全生徒が1週間あたり34時間の授業を受けることを基本としている。各時限は、教室移動時間も含め60分の長さとする。各学校は、裁量により授業時間を1週間36時間まで増加しても良い。

必修科目は、全3学年とも週34時間中30時間が組み入れられている。生徒は、選択の4時間を、外国語としても、追加職業科目としても、自由研究としても使用できる。生徒の選択により、外国語と追加職業科目の両方を選択したい場合、外国語の4時間は2時間に分割し、追加職業科目の4時間も2時間に分割し、それぞれ2時間ずつの科目として与えてもよい。

各学校は、その裁量により多種の異なる職業科目を提供できる。各学校は、こうした生徒のために、8時間（4時間必修、4時間選択）の、職業訓練を許容するため、十分な数の職業科目を開設しなければならない。この8時間は、家事と農業のような2科目に亘ってもよいし、数個の職業分野に亘ってもよい。特に、第8、9学年の生徒が、領域に亘り科目を幅広く選択できるよう、極めて多種の職業科目の開設を望む学校があるかも知れない。各学校が提供するこのような特殊な教科は、この表が示すものではない。下級中等学校用に教科書が使用可能なもので、職業科目専門の学習指導要領の節に掲げた科目が適切であろう。校長と教員は、学校での生徒の職業ニーズに合った相応しい科目を、この科目の中から選ばねばならず、学校は教育効果を備えなければならない。科目選択は、生徒が下級中等学校の課程を卒業後、就職する職種も見込んで、綿密な職業学習を通してなされるべきである。

最大の学習効果が得られるまで、生徒が自由研究に十分な時間を費やすことが可能な特別教室と図書室が一般的に不足しているため、自由研究を目的とした時間は設定しなかった。しかし、彼らの選択によっては、必修科目に上乘せる形で、自由研究に4時間ないし6時間を使える準備がなされている。

この3年間の教科課程のうち、当面2年間しか提供できない学校では、2学年に亘る日本史を8、9学年ではなく、7、8学年に実施する場合を除けば、7、8学年に示したものをそのまま変えずに提供しなければならない。

前掲の「11月20日案」では、各学年の選択科目の時間数が「5~6時間」となっており、それには「外

国語」か「職業科目」が配当され、さらに加えて、「国語・文学」か「一般数学」か「一般理科」を1時間、第9学年だけは、「書道」も1時間選択することが可能となっていた。この「1月9日案」では、このような、「1時間の追加選択」が削除され、生徒の選択の自由度は減少したと言える。

つまり、「11月20日案」では数学、理科に関して4時間の必修、国語に関して5時間の必修に加えて、さらに1時間の増時間が認められていたが、「1月9日案」では、これが認められなくなったのである。

「在米史料」の記述の中に、

「この会議で、自分の科目領域が軽視されていると主張した文部省教科担当がおり、科目時間配当の議論を再開した」⁸¹⁾

とある。これは、増時間が認められなくなった数学科を含むこれらの科目の担当官の主張である可能性があり、興味が惹かれるところである。しかしながら、オズボーンは、

「週日程は、週あたり30時間の必修科目と、付加された週4時間の選択科目とに確定しており、すでに過密状態にある」⁸²⁾

と返し、これ以上各領域の科目に時間配当が出来ないと、これらの委員の主張を突っねているのである。

さて、「在米史料」の「1月9日案」は、『戦後教育資料』にある1月10日付の日本側史料「新制中学校教科課程案」（史料9）とよく似ているが、若干の相違点がある。

計	自由 研究 科	外国 語 科	家 庭 科	商 業 科	農 業 科	水 産 科	工 業 科	実 業 科	美 術 科	音 楽 科	体 育 科	理 学 科	数 学 科	国 史 科	社 会 科	習 字 科	国 語 科	教 科	学 年			
																			第一 学 年	第二 学 年	第三 学 年	
30	(4)						4 (8)	2	2	3	4	4		5	1	1	5		第一 学 年			
30	(4)						4 (8)	2	2	3	4	4	1	4	1	1	5		第二 学 年			
30	(4)						4 (8)	2	2	3	4	4	2	4		5			第三 学 年			
												3 計ノ最小時数ハ三〇時 最大時数ハ三四 三六時トナルモノトス	2 ラ得 選 計ノ最小時数ハ三〇時 最大時数ハ三四	1 分 選 計ノ最小時数ハ三〇時 最大時数ハ三四	1 外 選 計ノ最小時数ハ三〇時 最大時数ハ三四							備 考

新制中学校教科課程案

史料9 「新制中学校学科課程案」⁸³⁾

「1月9日案」では、表の中に「自由研究」は組み入れられていないが、

「最大の学習効果が得られるまで、生徒が自由研究に十分な時間を費やすことが可能な特別教室と図書室が一般的に不足しているため、自由研究を目的とした時間は設定しなかった。しかし、彼らの選択によっては、必修科目に上乘せする形で、自由研究に4時間ないし6時間を使える準備がなされている」⁸⁴⁾

と注意書きが付けられている。1月10日の「新制中学校教科課程案」には、表中に「(自由研究)」の記述が見られることから、9日の会議決定が、翌10日の「新制中学校教科課程案」に反映されたと考えられる。「1月9日案」には選択科目に追加職業科目を4時間配置しているが、「新制中学校教科課程案」は、「実業科」、「4-(8)」時間と表記され、さらに、「書道」の第9学年の選択がなくなっている。このように、これら2案は、若干の相違点があるものの、本質的には、ほぼ同一のものといつて差し支えない。

「1月9日案」は、開始学年から数えて第何番目の段階になるかを示したコース(「Course I」など)の表示がなされている。これは、この時期、新制高等学校の教科課程も検討されている⁸⁵⁾ため、それへの連続性を考慮してのことだと思われる。

1947年3月の『学習指導要領一般編(試案)』には、1月10日の「新制中学校教科課程案」の「美術科」が「図画工作」に「実業科」が「職業」となり、さらに、「1月9日案」にあった第9学年次の「習字」の選択が復活して、載せられることになる。科目名や、表現に若干の相違点はあるものの、新制中学校の教科課程表は、1947年1月9日時点で完成したのである。

9. 1947年3月20日 教科課程の成立

ここで、1947年3月20日に発行された『学習指導要領一般編(試案)』「第三章 教科課程」に載せられている教科表(史料10)を掲げ、新制中学校の教科課程の最終成立を見ることにする。新制中学校の数学科は、この表中に、第7学年から第9学年の3年間に亘る週時間数4の「必修科目」として位置づけられ、成立を見たのであった。

10. まとめ

「アメリカ教育使節団報告書」には、戦後発足させる新学制の理念が次のように記されている。

「機構、形式、および運営の観点から、個々の学校および学校制度は、中央集権的管理か地方分権

的管理かのどちらかに分けられる。中央集権型の学校制度では、一人の個人、一つの施設あるいは一つの機関から権力が発動される。経験によれば、制度の外側あるいは内側の力によって巧妙に操作され、利己的に利用されるという点で、中央集権的的制度には弱点が多いように思われる。日本の学校制度は以前から批判を受けていた」⁸⁶⁾(下線筆者)

「教授計画の管理は現在よりももっと分散されなければならない。権限と責任の垂直線は、制度の一定の諸段階ではっきりと切断されていなければならない」⁸⁷⁾(下線筆者)

また、下級中等学校(新制中学校)の理念に関しては以下の記述がある。

「われわれは、小学校に引き続いて三年間、すべての青少年を対象に「下級中等学校」を設けることを勧める。そこでは、個々人の要求に応ずるために、必要な調整を加える余地を残して、基本的には万人に対して同一タイプのカリキュラムが用意されるべきである。その主要目的は、小学校とほぼ同じであるが、人格の発展、市民精神、社会生活に特に重点を置くべきである。この学校には、職業分野を開拓する性質をもったなんらかの機会が導入されるべきである。われわれは、この「下級中等学校」への就学を三年間の、あるいは十六歳までの義務とすることを勧める。この「下級中等学校」の授業料は無料にすべきである。そして、この段階にも小学校と同じ原理が適用できるので、これらは、条件が整い次第早急に、男女共学にすべきである」⁸⁸⁾(下線筆者)

学 年		7	8	9
必修科目	国 語	175 (3)	175 (5)	175 (5)
	習 字	35 (1)	35 (1)	
	社 会	175 (5)	140 (4)	140 (4)
	國 史		55 (1)	70 (2)
	数 学	140 (4)	140 (4)	140 (4)
	理 科	140 (4)	140 (4)	140 (4)
	音 楽	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	図 画 工 作	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	体 育	105 (3)	105 (3)	105 (3)
	職 業 (農業、商業、水産、工業、家庭)	140 (4)	140 (4)	140 (4)
必修科目計		1050 (30)	1050 (30)	1050 (30)
選択科目	外 国 語	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
	習 字			35 (1)
	職 業	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
	自 由 研 究	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
選択科目計		35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
総 計		1050-1190 (30-34)	1050-1190 (30-34)	1050-1190 (30-34)

史料10 『学習指導要領一般編(試案)』の教科課程表

本論では、「在米史料」を主たる史料として、戦後教育改革における新制中学校の教科課程の成立史をたどり、その中に「新制中学校数学科」が位置づけられていく過程を見てきた。本論が明らかにしたものは、上記の「アメリカ教育使節団報告書」の理念を、CI&E が日本側に要求し、それを具現化させていった過程であると言えよう。ここで、この観点から、総括を与えてみることにする。

第 1 に、経験主義カリキュラムへの移行である。生徒の生活経験からくる興味・関心を中心に据え、教科課程の編成を行うことが徹底された。本論では、「9月 27 日案」成立時には、この方針ののっとなって、教科課程表から一切週時間数が削除され、教科書や学習指導要領編集の際も、週時間数を念頭に置かず作業を進めるよう命じられたことを明らかにした。

第 2 に、教育における中央集権を制御し、地方分権の促進を図ったことである。「9月 27 日案」以降、週時間数を一切掲げなかった教科課程表であったが、10 月になり、教科に関する事項を施行規則で法的に定めようとしていた文部省を警戒し、CI&E は、中央集権的「教授計画の管理」の機先を制する形で、教科表に週時間数を盛り込む作業を命じている。本論では、この転換点を 11 月 5 日の「在米史料」に見出した。

第 3 に、6-3-3 制移行に伴い、下級中等教育を単線型の義務教育とし、どの生徒にも、基本的に「同一タイプのカリキュラム」を提供し、教育の機会が均等となるべく、教科課程の編成を行わせたことである。とりわけ、家庭科を職業科目の中に位置付け、多数の女子が選択することを視野にいれながらも、しかもこれを義務とせず、中等教育に男女共学を実現していったのであった。本論では、「在米史料」に見られる「11 月 20 日案」の成立にこれを見出した。

第 4 に、新制中学校が、当面、多数の生徒の最終卒業学校となることを想定して、新制中学校の教科課程において、「職業科」を、一定時間の必修に加えて、選択としても設置したことである。「9月 27 日案」では、「実業科」は、選択科目であったが、検討が進むにつれ、よりこれを重視した教科課程が編成されていた。本論では「在米史料」の記述にそれに関する CI&E の指示を見出すことが出来た。

さて、第 5 には、新制中学校数学科についてである。新制中学校の数学科は、「在米史料」の教科課程表の各所に、「一般数学 (general mathematics)」として登場する。これは、学問的数学から経験主義的な数学を区別する言葉として使われている。こうした、経験主義的に扱われた数学科は、最終的に下級中等段階の各学年において「週 4 時間」の必修科目「数学」として成立したのであった。

注および引用・参考文献

- 1) GHQ/SCAP は、General Headquarters/ Supreme Commander for the Allied Powers の略称である。
- 2) CI&E は、Civil Information & Education Section の略称である。
- 3) 野村武衛：当時、文部省学校教育局視学官、教科課程改正委員会会長。
- 4) 田中伸明、「新制高等学校教科課程の成立過程に関する考察」、全国数学教育学会誌、『数学教育学研究』第 13 巻、2007 年 2 月 28 日、p.207。および、田中伸明、「占領下における初等教育教科課程の編成」、日本数学教育史学会誌『数学教育史研究』第 8 号、2008 年 5 月 12 日、p.35。
- 5) GHQ/SCAP の要請により、アメリカ合衆国から派遣された教育使節団（団長：ジョージ・D・ストッダード）が、1946 年 3 月（1 次）と 1950 年（2 次）に来日。1946 年 3 月 30 日に第 1 次報告書を、1950 年 9 月 22 日に第 2 次報告書を提出した。第 1 次報告書は、民主教育の理念や制度、内容や方法を勧告・提言した。
- 6) 村井実訳、『アメリカ教育使節団報告書』、講談社、1979 年 1 月 10 日、pp.63-64。
- 7) 前掲 6)、p.64。
- 8) 国立国会図書館憲政資料室所蔵、Records of Allied Operational and Occupation Headquarters, World War II [RG 331] (略称「GHQ/SCAP 文書」。本稿では「在米史料」と表記している。) マイクロフィッシュ No.CIE (A) 658。
- 9) 中村新一：当時、文部省学校教育局中等教育課長。
- 10) Joseph C. Trainor：当時 CI&E Education Division (民間情報教育局教育課)、1946 年夏から課長補佐となる。
- 11) 原文は、“This sort of thinking has not been worked out for Secondary level by them as yet: Lt. Cmdr. Trainor proposed the two following problems for consideration:
 - a. How simplify the great complexity at secondary level arising from the many types of schools?
 - b. How simplify the program of studies at secondary level?” である。
- 12) 原文は、“They have discussed the possibilities of the 6-3-3- plan but have reached no conclusions.” である。
- 13) 文部省、『学制百年史 (資料編)』、1972 年 10 月 1 日、これより引用。
- 14) 前掲 8)、No.CIE(A)666。
- 15) 坂元彦太郎：当時、文部省学校教育局青少年教育課長。
- 16) 教育刷新委員会：「教育刷新委員会官制 (勅令第 373 号)」1946 年 8 月 10 日。により発足。会長は当時、東京帝国大学総長であった南原繁である。学制改革の検討を担った。
- 17) 原文は、“This was the regular weekly meeting of the undersigned with an informal study group in the Mombusho. The group has been considering ways and means of covering exiting schools into the 6-3-3 pattern.” である。
- 18) 原文は、“The Association of Commercial School Principals has declared itself in favor of 6-3-3, but is opposed to co-education on any secondary level. All secondary

- vocational schools should be expended to six years, divided into two levels, with what they term "basic education" during the first three years." である。
- 19) 原文は、“The Association of Middle School Principals has declared in favor of 6-3-3, and co-education on the lower level. The lower level school would have a general education curriculum; the upper level would offer students a choice between college prep. courses and vocational courses. Initially both sections would remain under the administration of one principal. The Association of Girls' High School Principals has reached conclusions identical with those of the Middle Schools Principals.” である。
- 20) 前掲 6), p.64.
- 21) 日本政府、省庁などから 6-3-3 制を 1947 年度実施することに財政上の問題などから強い反対があった。田中耕太郎文部大臣 (1946 年 5 月 22 日から翌 1 月 31 日まで在任) は、6-3-3 制の主張を通し敗れて辞任したとするのが定説である。
- 22) 前掲 8), No. CIE (A) 674.
- 23) Kenneth M. Harkness: 当時、CI & E Education Division Textbooks & Curriculum Officer (民間情報教育局教育課教科書教科課程担当官)。1946 年の夏から学習指導要領作成の最高責任者となる。
- 24) 和田義信: 当時、文部省教科書局第二編修課図書監修官。
- 25) 原文は、“Compilation of the books for the upper three grades of the elementary school are being held up pending some decision regarding the reorganization of the schools.” である。
- 26) Japan Educationist Committee: 日本教育家ノ委員会。1946 年 1 月 9 日発足。教育刷新委員会の前身である。
- 27) 原文は、“Mr. Harkness explained that there was no need for further waiting on this score, because it was the factor of the number of years of compulsory schooling that would have the greatest affect on the content of the textbooks, not the organization. It was pointed out that, inasmuch as the JEC and the American Education Reports recommended that the compulsory education level be raised to nine years, the compilers would be reasonably safe in working under consideration.” である。
- 28) 前掲 8), No. CIE (A) 677.
- 29) 原文は、“Final “Tentative” draft of “Tentative Curriculum for Elementary and Secondary levels” planed for use in schools next year was agreed upon.” である。
- 30) 前掲 8), No. CIE (A) 683.
- 31) 原文は、“Decision was reached to have meeting of this committee only once weekly for some time. The problem of curriculum has moved from the work assigned to this committee to the actual production of the course-of-study and textbooks. Thus necessity for more frequent meetings does not exist” である。
- 32) 西村巖: 当時、文部省教科書局調査課長。1946 年 10 月 12 日から 12 月 4 日まで在任、以後課廃止。教材開発課長に転任。
- 33) 有光次郎: 当時、文部省教科書局長。1945 年 10 月 15 日から 1947 年 2 月 10 日まで在任、以後文部次官に昇任。
- 34) 原文は、“Mr. Nishimura reported that the compilers had met yesterday and had been told by Mr. Arimitsu, Chief of the Bureau of Textbooks that the new curriculum would be the basis of course-of-study and textbook production for the next school year.” である。
- 35) 国立教育政策研究所教育研究情報センター教育図書館所蔵『戦後教育資料』。これには、戦後教育改革に関する法律、命令、規則、通達及び制定過程の経緯などに関する約 2,000 件の基本資料が所収されている。
- 36) 前掲 8), No. CIE (A) 683.
- 37) 原文は、“New curriculum which shows marked shift in entire content of Japanese education at the elementary and secondary levels and which represents the first phase of the implementation of the recommendations of both the American Education Mission and First JEC to move the curriculum from a subject matter type to a type based upon the nature, interests and needs of the pupils, was submitted by the Curriculum Committee of the Mombusho last Friday and approved by us.” である。
- 38) 肥田野直・稲垣忠彦編、『戦後日本の教育改革』第六巻 教育課程 総論、東京大学出版会、1971 年、pp.185-186. からこの表を引用した。
- 39) 前掲 8), No. CIE (A) 683.
- 40) 原文は、“Some question had been raised by some compilers about the number of hours for particular courses. It was explained that courses and texts should not be written to fit a stipulated number of hours but that the number of hours should be determined after the content of the courses had been agreed upon. Meretofofor compilers had been told to write textbooks for a four-hour course, etc. The members of the curriculum committee agreed that the compilers should not work with allocation of time in front of them-that this should come later. Mr. Nishimura referred to this whole idea of developing courses and textbooks as being, so far as the Mombusho was concerned, a sort of Copernican revolution.” である。
- 41) 田中伸明, 「占領下における初等教育教科課程の編成」, 日本数学教育史学会誌『数学教育史研究』第 8 号, 2008 年 5 月 12 日。
- 42) 青池実: 当時、文部省教科書局第二編修課。
- 43) 文部省, 「文部時報」第 848 号, 1948 年 5 月 10 日, p.24.
- 44) 前掲 6), p.62.
- 45) 1946 年 11 月 5 日付の「在米史料」, ハークネスによる “Progress report”, 前掲 8) No. CIE (A) 689, No. CIE (A) 3072. には、“The matter of the advisability of incorporating some suggested time allotments in the course of study as a move to forestall any fixed programs being held out for by the Curriculum Committee, was talked over” 「教科課程委員会がなんらかの固定的な教科課程を作ることをあらかじめ阻止 (forestall) するために、学習指導要領に、時間配当の示唆をいくらか組み込むことについて相談がなされた」とある。
- 46) 前掲 41)

- 47) 青木誠四郎：当時、文部省教科書局調査課長（1946年3月6日から10月12日まで在任）
- 48) Monta L. Osborn: 当時、CI & E Education Division Secondary School Officer（民間情報教育局教育課中等学校担当官）1946年6月GHQに入る。
- 49) 前掲8), No. CIE (A) 689.
- 50) 原文は、“This meeting was held with the purpose in view of establishing time allotments for subjects to be offered in the secondary schools, grades 7-12, for the school year 1947-48. At the time the curriculum was worked out some week ago, the Monbusho was discouraged from making an attempt to designate the number of weekly hours for each subject. Now that Course of Study committee has devoted a considerable amount of time to working out the details of the curriculum, it is possible that a satisfactory division of time among subjects can be made. This step is vital now as a basis for the establishment of a system of unit credits and entrance requirements for higher institutions. Mr. Aoki will select a group of Mombusho personal, representing all of the subject field to develop a tentative schedule. This will be discussed during a meeting to be held in the Education Division next Wednesday (November 13). It is anticipated that this whole matter can be decided during the course of this meeting.”である。
- 51) 1946年7月18日付の「在米史料」“Course of Study”, 前掲8) No. CIE (A) 662には、「青木は、次年度4月実施される学習指導要領作成の責を担っている。彼の抜擢は極めて優れた人選である。彼は、教育問題解決において、現代の経験主義に基づく客観的な方法をとる着想を備えた数少ない教育家である」と記されている。CI & Eは、青木を「学習指導要領」作成の責任者として抜擢し、高い信頼をよせていたことが読み取れる。
- 52) 前掲8) No. CIE (A) 689, No. CIE (A) 3072.
- 53) 原文は、“The agreement reached that Secondary Officers of the Education Division of SCAP should bring in suggestions on the secondary level and that the undersigned officer and Dr. Heffernan should draft some suggestions for elementary programs, these suggestions to be ready for Mr. Aoki's consideration by Wednesday 13 November.”である。
- 54) 前掲8), No. CIE (B) 6655.
- 55) 岡現次郎：当時、文部省教科書局図書監修官。
- 56) 大島文義：当時、文部省教科書局図書監修官。
- 57) 島田喜知治：当時、文部省教科書局図書監修官。
- 58) 前掲9)
- 59) 前掲15)
- 60) 石山脩平：当時、文部省教科書局第一編修課長。
- 61) 長谷川淳：当時、文部省教科書局図書監修官。
- 62) 久世誠一：当時、文部省教科書局図書監修官。
- 63) 重松伊八郎：当時、文部省教科書局図書監修官。
- 64) 石森延男：当時、文部省教科書局図書監修官。
- 65) 穴戸良平：当時、文部省教科書局図書監修官。
- 66) 勝田守一：当時、文部省教科書局図書監修官。
- 67) 山形寛：当時、文部省教科書局図書監修官。
- 68) 神谷誠之：当時、文部省教科書局第二編修課主任。
- 69) 前掲24)
- 70) 原文は、“In practice the lower secondary school will, for several years at least, be a terminal school for the majority of Japanese children.”である。
- 71) 原文は、“this school must give whatever specific vocational training they are to receive.”である。
- 72) 原文は、“Mr. Aoki's plan is generally acceptable, but has one serious defect. It is absolutely inflexible, and allows no choice to local communities.”である。
- 73) 原文は、“The schedule presented by the Mombusho prescribes 4 hours weekly in vocational courses for grades 7 through 9.”である。
- 74) 原文は、“What is required from the Mombusho is a table of the minimum number of hours in various subjects to be offered by schools throughout Japan, with adequate allowance for increasing the time devoted to vocational and other subjects at the discretion of the school administrators of each community. Mr. Aoki was asked to keep these points in mind in compiling the next suggested schedule of time allotment”である。
- 75) 前掲41)
- 76) 前掲8), No. CIE (A) 694. CIE (D) 1783.
- 77) 原文は、“Mr. Nakamura and his group came in today with a plan which was acceptable.”である。
- 78) 原文は、“It is anticipated that girls normally will choose Home Economics as their vocational subject, but it is not specifically stated that they must do so. With the 6 hours of electives, a great many may choose to take several vocational courses in addition to Home Economics.”である。
- 79) 原文は、“This establishes an important principle of equal educational opportunity for the sexes.”である。
- 80) 前掲8), No. CIE (B) 6655, CIE (C) 313, CIE (D) 1782.
- 81) 原文は、“At this meeting some of the Ministry personal reopened the subject of time allotment, declaring that their fields had been neglected.”である。
- 82) 原文は、“The undersigned pointed out that the weekly schedule is over-loaded already – that it specifies thirty hours of compulsory subjects per week, plus 4 hours of electives.”である。
- 83) 前掲38), p.178より引用。国立教育研究所付属教育図書館『戦後教育資料』に所収。
- 84) 原文は、“Because of the general absence of special study halls and libraries in which students can utilize to the maximum advantage a number of periods devoted to free study time, no periods were set aside for this purpose. However, there is a provision that students may use the four to six hours above the compulsory course for free study if they choose to do so.”である。
- 85) 田中伸明, 「新制高等学校教科課程の成立過程に関する考察」, 全国数学教育学会誌, 『数学教育学研究』第13巻, 2007年2月28日, p.207.
- 86) 前掲6), p.62.
- 87) 前掲6), p.63.
- 88) 前掲6), pp.63-64.